

大飯原発3・4号機差止訴訟の今後の方針について

2018年7月17日

福井から原発を止める裁判の会
代表 中嶋哲演

さる2018年7月4日、名古屋高裁金沢支部は、大飯原発3・4号機の運転差止を命じた福井地裁判決を覆し、住民らの請求を棄却しました。司法の責任を投げ捨て、福島第一原発事故の引き起こした現実から目を背け、正当な科学的議論にも背を向けて下されたこのような不当判決に対し、心の底からの怒りをもって弾劾したいと思えます。

しかしながら、今後、最高裁で上告審をたたかうかどうか、という点については、非常に難しい判断を迫られており、最高裁をたたかう可能性について、会内外から様々な御意見をいただき、今日までその展望や情勢を福井及び全国の弁護士団と見極めながら、議論を続けてきました。

私たち原告団としてはそうした議論の結果、真に苦渋の選択ではありますが、上告をしないことにいたしました。

このような判断に至った根拠としては、この間の最高裁の動向があります。弁護士団も繰り返し指摘しているとおり、最高裁は、原発訴訟を担当する裁判官の研究会を開催し、「規制委員会の審査結果を尊重すべき」というメッセージを発してきました。また、私たちの裁判での控訴審裁判長の突然の交代、高浜仮処分決定の直後に樋口裁判官の後任として最高裁事務総局経験者のエリートを当てるなど、人事権を濫用して露骨な裁判への介入をしてきたのも、最高裁でした。

このような状況のもとで、もしも上告すれば、福島第一原発事故以後、初の最高裁の判断が示され、全国の裁判闘争に大きな影響を与える可能性があります。例えば、もし最高裁が好ましくない判断を示した場合、現在、各地で提訴されている裁判、仮処分のたたかいが一斉に大きな制約を受け、全国の裁判所において原発再稼働を認めない判決や決定が引き続き勝ち取られる可能性が失われかねない、という極めて大きな戦術上のリスクを負うこととなります。

このようなリスクを負って上告審をたたかうよりも、ここは一旦、不当な最高裁判決を出さないことが、現状での最良の戦術的選択であるという結論に至りました。

これは、「原発訴訟について今の最高裁にはもはや何も期待できない」という、私たちからの最高裁に対する抗議と不信任の突きつけでもあります。

以上のような考えにもとづいて、福井から原発を止める裁判の会事務局として、最高裁への上告をしないという方針を全国の原告の皆さまに対して提案し、様々な手段や機会を通じて忌憚のない意見交換を重ねた上で、今後のたたかいにとって最良の選択として、上告取りやめの決定に至りました。

法的には一審判決は覆されましたが、憲法上の人格権にもとづいて原発の運転を差止めた、2014年福井地裁（樋口裁判長）判決の精神は、今も私たちのたたかいと運動のなかに生き続けています。私たちは、一審判決の意義を語り継ぎながら、今後も各地の反原発訴訟との連帯・支援活動、集会・デモ等の大衆行動、そして新たな訴訟の提起等の可能性も含めて、大飯原発をはじめ全ての原発を止めるためのたたかいを全力で進めていく所存です。

全国の皆さまの今回の決定に対するご理解と引き続く当会の活動へのご支援を心よりお願い申し上げます。

以上